

7) d2（真皮までの損傷）以上の褥瘡発生率

- ・ 集計値は次の式で算出した値とする。

(褥瘡(d2(真皮までの損傷)以上の褥瘡)の発生患者数/退院患者の在院日数の総和) ×100

- ・ 除外条件（分母）

①同一の日に入院及び退院した患者

②入院時既に褥瘡（d1,d2,D3,D4,D5,DTI,U）のいずれかの褥瘡保有が記録されていた患者

- ・ 式の分母及び分子で使用する値の抽出方法は次のとおり。

1. 令和6年6月1日以降に入院し、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの期間に退院患者であり、一般病棟に1回以上入院した患者を集計対象とする。ただし、入院後24時間以内に死亡した患者、生後1週間以内に死亡した新生児、臓器移植は集計対象外とする。

<注意点>

- ・ 分子が10件未満の場合は、分母、分子、割合の全ての項目で「－」を表示する。

退院患者の在院日数の総和(分母)	褥瘡(d2(真皮までの損傷)以上の褥瘡)の発生患者数(分子)	d2(真皮までの損傷)以上の褥瘡発生率
139,613	68	0.05%